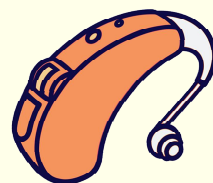


高齢者の補聴器購入費

の一部を助成します



聴力の低下により日常生活に支障を来している高齢者のコミュニケーションの手段を確保するとともに、要介護状態になることの予防や引きこもりの防止を図るため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対象者

市内に居住し、住所を有する**65歳以上**の方で、以下の全てに該当する方

- ①聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ②両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、かつ、聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象にならない方
- ③耳鼻咽喉科専門医から補聴器の使用が必要であると認められた方
- ④暴力団員等でない方
- ⑤市税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納していない世帯の方
- ⑥過去に本助成金の交付を受けていない方

対象経費

管理医療機器認定を取得した**新品の補聴器本体**の購入費用

※次の経費は補助対象外です。

- ① 診察料、検査料及び意見書作成料等の受診費用
- ② 補聴器の修理、保守、電池交換及び付属品のための購入に係る費用
- ③ 集音器の購入に係る費用

※1人当たり1台限りです。

助成金額

住民税非課税世帯

補聴器購入費用と3万円のいずれか少ない額

上記以外の世帯

補聴器購入費用と2万円のいずれか少ない額

申請方法

※詳細は裏面をご覧ください。

事前申請（購入後に申請することはできません。）

申請締切日：2月末まで（予算額に達した時点で受付を終了します。）

手続きの流れ

詳しくは「[渋川市高齢者補聴器購入費助成金交付要領](#)」をご確認ください

1 対象要件の確認

- 表面の対象者要件に全て該当するか確認します。



2 申請等の書類の入手

- 高齢福祉課又は各行政センターの窓口や市ホームページから申請書等の書類を入手します。
 - ・渋川市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書(様式第1号)
 - ・渋川市高齢者補聴器購入費助成金意見書(様式第2号)
 - ・渋川市高齢者補聴器購入費助成金誓約書兼同意書(様式第3号) (世帯が2人以上で構成されている場合のみ)



3 「意見書」を持参し、耳鼻咽喉科専門医を受診

- 耳鼻咽喉科専門医を受診し、申請の対象となるか相談します。
- 対象となる場合は、「渋川市高齢者補聴器購入費助成金意見書」の作成を医師に依頼し、オーディオグラムの交付を受けます。

※受診や意見書の作成等に係る費用は、自己負担です。



4 「補聴器の見積書」の準備

- 補聴器の販売店で、購入する補聴器の見積書(宛名が申請者のもの)を作成してもらいます。



5 申請書等の書類の提出

- 以下の書類を揃え、高齢福祉課又は各行政センターの窓口へ提出してください。
 - ・渋川市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書(様式第1号)
 - ・③で作成した 渋川市高齢者補聴器購入費助成金意見書(様式第2号)
 - ・③で作成した 3か月以内のオーディオグラム(純音聴力図)
 - ・④で作成した 購入を希望する補聴器の見積書の写し
 - ・申請者の住所、氏名及び生年月日が確認できる身分証明書の写し
 - ・渋川市高齢者補聴器購入費助成金誓約書兼同意書(様式第3号)(世帯が2人以上で構成されている場合)
 - ・申請書の属する世帯全員の住民税非課税証明書(転入等で、市で課税状況が確認できない場合)



6 補聴器の購入

- 市から交付決定通知書が届いたら、④で見積書を作成した補聴器の販売店で、見積書と同じ補聴器を購入します。

※対象者要件に当てはまらず不交付決定通知が届いた場合は、補助の対象外となります。



7 実績報告書類の提出、助成金の請求

- 以下の書類を揃え、高齢福祉課又は各行政センターの窓口へ提出してください。
 - ・渋川市高齢者補聴器購入費助成金実績報告書兼請求書(様式第5号)
 - ・購入した補聴器の領収書の写し又はその代金の支払が確認できる書類(宛名が申請者名のもの)
 - ・振込先の口座情報が分かる書類(通帳見開き部分の写し等)

※補聴器の購入後、3か月以内又は、3月31日のいずれか早い日までに提出してください。